

日 時	平成24年8月28日（火） 15：00～16：30
会 場	芦屋市福祉センター 3階 会議室 I
出席者	委員長 神部 智司 委 員 宮崎 睦雄, 森川 太一郎, 宮平 太, 堺 敦, 上田 晴男, 寺本 慎児 委員以外 脇 朋美, 鶴 優子 事務局 芦屋市地域福祉課 長岡 良徳, 細井 洋海, 竹迫 留利子 吉川 里香, 吉賀 香織 芦屋市障害福祉課 余吾 康幸, 西川 隆士 芦屋市高年福祉課 安達 昌宏, 浅野 理恵子
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 障害者虐待対応プロジェクトチームの報告について
- (2) その他

2 資料

- 資料 1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 資料 2 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
- 資料 3 芦屋市障がい者虐待対応マニュアル（案）
- 当日配布資料 障がい者虐待対応プロジェクトチーム会議に寄せられた意見

3 審議内容

- (1) 障害者虐待対応プロジェクトチームの報告について
（事務局 西川）

- 資料 3 芦屋市障がい者虐待対応マニュアル（案）
- 当日配布資料 障がい者虐待対応プロジェクトチーム会議に寄せられた意見の説明。

（神部委員長）ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

（堺委員）芦屋市障がい者虐待対応マニュアルを承認する前提でお話します。法律は虐待防止法であります。虐待をエスカレートさせないということに重点が置かれており、防止につながるフローチャートにはなっていません。虐待の歴史を振り返ると、虐待の要素は4つあります。一つは、虐待をする親は、子どもの時代に大人から愛情を受けていなかったこと。二つ目は、生活のストレス（経済的不安、夫婦不和、育児負担）が積み重なり、危機的状況にあること。三つ目は、社会的に孤立し、援助者がいないこと。四つ目は、親にとって意に沿わない子（望まない妊娠、愛着形成阻害、育てにくいこと）であることといったことが多いです。芦屋市障がい者虐待対応マニュアルには1から4の要素を踏まえた対策が盛

り込まれていません。虐待の発見のあとのフローチャートはあるが、虐待防止に重点が置かれておらず、このマニュアルで根本的に社会が陥っている問題が直るのか、マニュアルを見直すときに検討してください。

(事務局 西川) おっしゃるとおり、通報を受けてからのフローです。虐待の予防についてはマニュアルでは力不足です。障害福祉の根幹の相談支援事業とマニュアルを組み合わせて、危機的な状況や社会的に孤立して援助者がいないという状況を脱出できる、大きな力になるのではないかと考えております。

(神部委員長) 相談支援事業の取り組みはどこかに記載されていますか。

(事務局 西川) 芦屋市障がい者虐待対応マニュアルは虐待の通報後の対応に特化しています。相談支援事業は自立支援法のなかで、障がいを持つ方やその家族に、相談事に関して、その人の生活に寄り添って、サービスを提供するサービスです。マニュアルには載せていません。

(神部委員長) フローにある相談は、虐待をしてしまいそうだといった相談は含まれますか。

(事務局 西川) 含まれます。虐待の通報は、近隣からの通報もあると思いますが、最初から「虐待です。」といった通報ではなく、日常の相談員の聞き取りから虐待対応につながるケースも多いのではないかと思います。

(神部委員長) 相談の中で生活のストレスや社会的なストレスから虐待の事例のような相談を受けることが相談支援事業であるのでしょうか。相談から適切な機関へつなげる機能が大事だと思います。

(事務局 西川) 相談支援事業の主な役割は適切な機関へつなげる機能を含んでおります。相談を受ければ、どこの事業所に相談をすれば解決するか、解決を導くための方法を提案します。

(神部委員長) わかりました。このフローの中に盛り込まれればよいと思いました。

(事務局 西川) 芦屋市障がい者虐待対応マニュアルは、あくまで虐待対応マニュアルですので、通報をうけてからのマニュアルです。

(神部委員長) フローの一番で「相談」となっていますが、それから後は「通報」となっています。実施内容は相談の受付ではなく、通報ではありませんか。

(事務局 西川) 通報の多くは相談から入ってくると思われれます。スクリーニングをする意味でも、初めは相談としています。相談の中でも虐待となれば、通報の受付となりますが、受ける立場では相談としています。高齢者でも初めは「相談」でその後、「通報の受理」となっています。

(宮崎委員) 知的障がいの子どもたちが就学するときに、特別支援学校ではなく普通学校で辛い目にあうことがあります。学校における対策はありますか。

(事務局 西川) 4ページに、虐待防止法制の対象範囲とあり、学校も範疇にありますが、マニュアル策定の3本柱には入っておりません。努力義務となっております。今後改正等あれば、マニュアルの改定を行います。障害者虐待防止法には学校も含まれますが、マニュアルには含まれていません。

(事務局 余吾) 学校、病院、保育所は、3年後に見直しされます。

(宮崎委員) 障がい児の就学は、両親にとってストレスになります。子どもが学校に行かなくなり、家庭崩壊し、不和につながっていくと思われれます。そこにもできるだけ早く対応していただきたいと思われれます。

(事務局 西川) わかりました。

(宮平委員) 高齢者虐待対応マニュアルには、第2章に芦屋市の権利擁護の取り組みの中で、地域発信型ネットワークについて記載があります。地域発信型ネットワークは高齢者が中心ですが、障がい者分野や子ども分野も含めていますので、障がい者の分野でも地域発信型ネットワークを盛り込んだほうがよいのではないかと思います。

(事務局 細井) ご指摘の内容は課内でも協議をしました。障がい者相談の位置づけや地域住民とのネットワークの関係性が明記されるほうがよいと思いますが、本日までに間に合いませんでした。後日、加筆して承認いただきたいと思いますが、10月からの障害者虐待防止法の施行に向けて、障がい者の虐待対応について承認していただきたいと思います。啓発についても住民にご理解いただけるよう、協議をしていきたいと思います。

(宮平委員) 139ページ関係窓口一覧の一番上にある障害福祉課に、夜間に電話した場合はどうなりますか。

(事務局 西川) 想定しておりませんでした。電話はかかります。

(宮平委員) 心理的に住民が一番上かけると思いますので、想定したほうがよいのではないですか。

(事務局 余吾) 夜間も職員がいれば対応しますが、いなければ電話対応はできません。障害福祉課から守衛に電話を転送しておくことは可能ですが、そうできない状況もあります。表記方法を検討します。

(神部委員長) 守衛に電話がかかるとどうなりますか。

(事務局 西川) 守衛に電話がかかると職員に転送されます。

(森川委員) 障害者福祉施設等のフローについて、51ページ6番以降、各都道府県の報告以下がわかりにくい印象がありました。障害者虐待防止法は市または都道府県が責任主体であり、報告や事実確認はありますが、肝心の支援が主体に書かれておらず、わかりにくいです。書き方を工夫していただきたいです。

72ページの使用者による障がい者の虐待対応フローの書き方について、わかりやすくできる改善の余地があるのではないのでしょうか。

高齢者虐待対応マニュアルにはありますが、障がい者虐待対応マニュアルにも引用参考文献をつけてはどうでしょうか。今後の改善の参考にもなります。

119ページに障害者虐待防止法と高齢者虐待防止法の相違点がありますが、主要な相違点としたほうがよいのではないのでしょうか。

12, 13ページに障害者虐待防止法の条文が出てきますが、見にくい印象があります。削除しても良いのではと思います。

(事務局 西川) フローの書き方につきましては、わかりやすいフローになるように検討します。

72ページ「虐待の事実あり」以降の部分では、市で虐待対応ができる部分ではありませんが、虐待対応の支援がわかるように工夫します。

参考文献については、記載をさせていただきます。

119ページは障がい者虐待対応マニュアルに「主な」と記載します。

12, 13ページの条文については、次回以降、見やすくなるよう、考えたいと思います。

(宮崎委員) 絵のキャラクターは決まったものでしょうか。

(事務局 西川) 決まったものではありません。「芦屋っぷ」という障がい者施設を紹介するマップのキャラクターです。キャラクターの評判が良いため、手にとっ
て見ていただけるよう、今後も使っていきたいと思います。

(宮崎委員) キャラクターは使うと良いと思います。キャラクターがあることで柔らかい感じが出ています。

(上田委員) 情報提供ですが、国は3月末に虐待防止マニュアルを出しています。その後、兵庫県も虐待防止マニュアルを出しています。国は特に施設等のマニュアルについては全体のものでは不十分で、施設等だけを取り上げたマニュアルを作成しています。使用者からの虐待については、労働局の職員の対応方法のマニュアルも必要となり、地方局が中心となり作成中です。一般的に公開されるかわかりませんが、情報がありましたら提供いたします。国のマニュアルではQA作成中です。国の虐待防止マニュアルのQAと障害施設従事者等の追加を提案し、労働局対応のマニュアルができています。10月下旬頃にそれを受けて、改定できればと思います。国や都道府県が作成するのは、虐待防止法は行政責任を明記したものであり、地方公共団体がどのように対応すべきか明記したものです。市が作成するのは、市職員のためのマニュアルであり、市役所の職員に周知しなければなりません。その上で、関係機関、相談支援事業所等に虐待対応のプロセスについて理解していただきたいと思います。また、自立支援協議会への周知も行い、合わせて施設従事者や使用者、医師会や歯科医師会へも周知を図っていきます。実際、市レベルで虐待対応マニュアルを作成しているところはほとんどないと思います。そんな中で芦屋市では、いち早く権利擁護推進の中で大事な取り組みが行われています。そのことを評価していくことが必要だと思います。

(神部委員長) 改訂の際は、把握できた課題に対応できるようにしていただきたいと思います。本マニュアルにつきまして、承認をしていただけるということによる
しいでしょうか。

(委員全員) 承認

(神部委員長) では、次の議題について説明をお願いします。

(2) その他

(事務局 西川)

当日配布資料 障がい者虐待対応プロジェクトチーム会議に寄せられた意見
の2ページ目についての説明。

(堺委員) 教育委員会を権利擁護支援システム推進委員会に入れないとはいけません。

市を挙げて行うときに、教育委員会の先生方に虐待防止の目線で生徒や児童を見て欲しい。休んでいる生徒には興味を持って欲しい。虐待の早期発見には学校教育課に認識させることが課題です。教育委員会に研修会の案内だけでも渡してください。

(事務局 西川) 教育委員会にお配りします。9月28日の芦屋市職員への説明は教育委員会も対象にしています。

(堺委員) 虐待防止法などについて教育委員会にPRしていますか。

(事務局 余吾) 通知等については文科省から教育委員会に連絡は入ります。しかし

具体的な取組みはしていません。

(堺委員) 途中からでも参加していただければいかがですか。

(事務局 西川) 障害者虐待対応プロジェクトチームは4回で終了していますが、マニュアルの見直しには虐待防止法制の対象範囲に学校も入りますので、検討します。

(宮平委員) 地域ケアシステム検討委員会の研修会で虐待に関する研修会を開催する、具体的な内容が決まりました。ケアマネジメント部会などに出席いただくかたがたを対象に、講演会とグループワークを行います。地域ケアシステム検討委員会には教育委員会も参加しています。

(神部委員長) では、本年2回目の委員会の議事は全て終了しました。委員のみなさま、ありがとうございました。

閉 会